山梨県未利用材活用促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、山梨県未利用材活用促進事業の適正な実施のため、山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(未利用材活用促進計画)

- 第2条 交付要綱第5条に規定する必要な書類は、次に掲げるものと する。
 - (1) 未利用材活用促進作業計画書(様式第1号)
 - (2) 誓約書(様式第2号)
 - (3)燃料材の納入実績や納入計画が確認できる書面の写し

(未利用材活用促進状況)

- 第3条 交付要綱第8条に規定する必要な書類は、次に掲げるものと する。
 - (1) 運搬材積集計表 (様式第3号)
 - (2) 運搬材積算出根拠 (受け入れ伝票等の写し)
 - (3) 未利用材活用促進作業実施報告書(様式第4号)
 - (4) 低コスト化を図る取組の状況写真
 - (5)森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書、伐採作業に関する請負契約書や売買契約書等、搬出箇所の伐採材積が確認できる書面の写し

(材積算出)

- 第4条 補助単価を乗じる材積は、丸太換算とし、次のいずれかにより算出するものとする。
 - (1)素材の日本農林規格に定める素材の標準的な材積の計算式により算出
 - (2) 重量に次の係数を乗じて算出。ただし、針葉樹と広葉樹が混在する場合は、広葉樹の係数により算出

イ 針葉樹 1 t = 1.3 m3

口 広葉樹 1 t = 0.8 m³

(3) 層積(材を積んだ空間体積)に換算率 0.625 を乗じて算出

(皆伐地における上限)

- 第5条 皆伐地においてこの補助金の対象とする材積は、伐採材積の 30%を上限とする。
- 2 病虫獣害の被災森林等であって、皆伐時の未利用材の発生量が多大となる場合は、前項の上限は適用しないものとする。

附 則 この要領は、令和4年7月7日から施行する。

未利用材活用促進作業計画書

未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図るため、次の取組を行うこととする。

1	伐採 □列状間伐の導入による全木集材、全幹集材の効率化 □ハーベスターの導入による末木等の集積の効率化 □その他()
2	集材 □全木集材、全幹集材の導入による末木等の収集の効率化 □コンテナ型等のフォワーダ荷台の導入による積込の効率化 □その他(<u>;</u>)
3	造材 □仕分け、集積の工夫による積込作業の効率化 □プロセッサの導入による末木等の集積の効率化 □その他()
4	運材 □コンテナ型等のトラック荷台の導入による積込の効率化 □移動式チッパーの導入による減容化 □積み荷の工夫による減容化 □中間土場の設置による輸送の効率化 □その他()

5 その他の工程における取組

誓約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。 また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認 に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事様

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名] (ふりがな)

氏 名 ⑩

生年月日 (明治·大正·昭和·平成) 年 月 日

運搬材積集計表

摘要				
上限材積				
運搬 材積				
換算係数				
材積換算 の要否				
伝票 単位				
受入伝票 等の数量				
未利用材の区分				
運搬先				
運搬元				
通し番号				111111111111111111111111111111111111111

- 「通し番号」は、運搬材積の算出根拠(受入伝票等)ごとに採番するものとし、実績報告書に添付する「受入伝票等の写し」、「伐採及び伐採後の造 林の届出書等の写し」の両者に当該番号を記入すること。
- 「端材、末木、枝条」、「未利用間伐材」、「ナラ枯れ被害材」、「その他」のいずれかとし、「その他」の場合は、摘要欄へ補 足説明を記入すること。 未利用材の区分は、
- 受入伝票等の数量が、素材の標準的な材積の計算式(末口二乗法等)により算出された場合は、当該数量をもって運搬材積とするため、材積換算は不 要とする。この場合は、材積の計算式を摘要欄へ記入すること。
- 受入伝票等の数量が、重量、層積による場合は、事業実施要領の規定に従って運搬材積を算出すること。
- 運搬材積は㎡単位とし、小数点以下は切捨てとする。
- 「上限材積」は、事業実施要領に定める皆伐地における上限(伐採届等に記載された伐採材積)の30%を記入すること。

未利用材活用促進作業実施報告書

未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図るため、次の取組を行いました。

]	取組の期間	令和	年	月	日~令和	年	月	日
1	伐採 □列状間伐○ □ハーベス □その他(<u>;</u>	1
2	集材 □全木集材。 □コンテナ。 □その他(•		-	- , , ,	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		,
3	造材 □仕分け、3 □プロセッ [*] □その他(-			•)	1
4	運材 □コンテナラ □移動式チ □ † 間 □ 中間 □ その他(ッパーの 工夫によ	導入に る減容	よる減 化	容化	積込の効) 率化)	
5	その他の	工程にお	ける取	組				